

平成27年度 三重県予算に関する

要望書

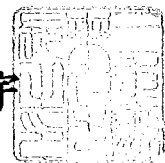


桑名の特産品・ハマグリ

江戸時代、東海道・桑名宿を訪れた旅人に親しまれ、「その手は桑名の焼き蛤」の洒落言葉で知られる桑名の逸品。
本市では、平成26年をブランド元年と位置付け、地域資源の発掘、磨き上げ、発信に努めていきます。

平成26年8月

桑名市長 伊藤 徳宇



桑名市



要望要旨

平素は、桑名市政の推進につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

地方公共団体を取り巻く環境は、少子化と高齢化の並進、社会保障費の増嵩、住民ニーズの多様化、公共ストックの老朽化等の諸課題を抱えております。当市におきましては、とりわけ子育て支援や地域医療の中核となる新病院の建設、近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震に対する防災・減災対策など市民生活に密着した喫緊の課題も多く抱えております。

こうした課題に取り組む一方で、次世代に責任ある財政運営に努めながら、これまで築いてきた住環境の維持・向上と新たな魅力の発掘・磨き上げに取り組み、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

つきましては、今後も引き続き住民に最も身近な基礎自治体として、市民の暮らしと安全・安心を守り、真に必要なサービスを安定的に提供していくため、三重県の平成27年度予算編成にあたって、ぜひとも格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

要望項目（※カッコ内は要望先所管名）

ページ

- | | |
|---|-------------|
| 1 防災・防犯対策の充実について | 1~2 |
| (1) 海岸堤防の耐震対策について（県土整備部） | |
| (2) 木曾三川堤防の耐震対策について（県土整備部） | |
| (3) 広域避難施設の指定・確保について（防災対策部） | |
| (4) 防災行政無線の統合整備に係る県の財政支援について（防災対策部） | |
| (5) 木造住宅耐震化促進事業における県補助制度の再追加について（県土整備部） | |
| 2 福祉施策・地域医療の充実について | 3~6 |
| (1) 病院事業債の普通交付税措置の対象となる
1㎡当たりの建築単価の引き上げについて（地域連携部） | |
| (2) 先進的に行っている既存事業への新規財政支援措置の適用について（健康福祉部） | |
| (3) 予防接種法における予防接種費用について（健康福祉部） | |
| (4) 放課後児童クラブ補助事業等の拡充について（健康福祉部） | |
| (5) 医療同意、身元保証、身元引受に関する法的整備の推進について（健康福祉部） | |
| (6) 各保険者に対して附加給付優先の周知徹底と附加給付一覧の更新について（健康福祉部） | |
| 3 教育施策の充実について | 7~10 |
| (1) 教職員の充実について（教育委員会事務局） | |
| (2) スクールカウンセラー配置事業の充実について（教育委員会事務局） | |
| (3) 市立小・中学校悠分校の教職員の充実及び県立への移管について（教育委員会事務局） | |
| (4) 学力向上支援事業の充実について（教育委員会事務局） | |
| (5) 外国人児童生徒に係わる事業予算の拡充について（教育委員会事務局） | |
| (6) 文化財の保護・保存・継承等への支援について（教育委員会事務局） | |
| 4 産業振興施策の充実について | 11 |
| (1) 県営事業等の新規採択及び早期完成について（農林水産部） | |
| (2) 伊勢国一の鳥居建替え事業の県と協力したPRについて（観光・国際局） | |

- 5 幹線道路網の整備について** 12~13
- (1) 都市計画道路桑部播磨線の整備について (県土整備部)
 - (2) 伊勢大橋架替事業の促進について (県土整備部)
 - (3) 道路ネットワークの整備について (県土整備部)
 - (4) 観光地にふさわしい景観整備について (県土整備部)
- 6 地域整備の促進について** 14~15
- (1) 河川事業等の整備促進について (県土整備部)
 - (2) 循環型社会形成推進交付金の交付について (環境生活部)
 - (3) 公共下水道の未普及対策について (県土整備部)
 - (4) ゲリラ豪雨対策に対する財政支援について (県土整備部)
 - (5) 水道施設耐震化支援について (環境生活部)
 - (6) 雨水事業における維持管理運営費に対する財政支援について (県土整備部)
- 7 公共交通対策について** 16
- (1) 養老線の維持、確保について (地域連携部)
- 8 社会保障・税番号制度について** 17
- (1) 社会保障・税番号制度に係る適切な情報提供と財政措置について (戦略企画部、健康福祉部)

1. 防災・防犯対策の充実について

要望所管先: 県土整備部、防災対策部

(1) 海岸堤防の耐震対策について

平成26年3月18日に三重県が公表した南海トラフ地震における当市の被害想定は、地震の揺れの影響で現状の堤防が75%沈降し、地震発生から10分後には30cmの浸水被害が生じるとされました。こうした中、平成26年3月末に内閣府が公表した南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置法に基づく特別強化地域の指定において、当市は指定から外れ、住民の不安は以前よりも増して大きくなっています。特に海抜が低い長島地区や城南地区の長島海岸堤防及び城南海岸堤防の耐震化対策については、早期に完成し、安全性の確保が必要となります。

①長島海岸堤防の耐震対策

長島地域は、伊勢湾台風において堤防が決壊し、全町が浸水した経緯があります。平成14年度には東海地震の地震防災対策強化地域に指定される中で、平成17年度に県が行った耐震調査によれば地震時の液状化に伴う堤防沈下等の危険性が高く、また、東日本大震災により住民の不安は増大しています。

②城南海岸堤防の耐震対策

平成17年度に国土交通省の高潮対策委員会で示されたとおり、当海岸は伊勢湾台風直後に整備された古い堤防で耐震対策がなされておらず、南海トラフを震源とする地震による津波被害が予測され、また、東日本大震災により住民の不安は増大しています。

つきましては、長島海岸堤防及び城南海岸堤防の耐震対策について早期完了を要望いたします。

(2) 木曾三川堤防の耐震対策について

当市における木曾三川下流域は、日本最大の海抜ゼロメートル地帯の中にあり、南海トラフ地震の被害想定におきましても、液状化が発生する可能性が高く、大きな被害が想定されております。

特に当地域は河川に接していることから、堤防が決壊に加え、地盤の液状化と相まって、被害はより深刻であると考えられます。

つきましては、木曾三川堤防の震災対策のための堤防強化の推進にご支援を要望いたします。

(3) 広域避難施設の指定・確保について

平成26年3月18日に三重県が公表した南海トラフ地震における当市の被害想定や、平成26年3月末に内閣府が公表した南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置法に基づく特別強化地域の指定に当市が外れたことから、住民の不安は以前よりも増して大きくなっています。

これらのことから、広域避難施設の必要性は非常に高くなり、急務の課題となりました。当市には、津波や高潮の被害を受けない広大な丘陵地があり、広域避難施設候補地として最適な土地を保有していることから、防災・減災を目的とした有効的な活用を図りたいと考えております。これらを事業化することで、海抜ゼロメートル地帯の住民や県境を越えた近隣市町の住民が安心して暮らすことができ

ます。

つきましては、次の2点を要望いたします。

- ①広域避難施設整備の事業化をスムーズにするため、広域避難施設候補地としての県の指定を要望いたします。
- ②広域避難のための施設用地としての土地の購入を要望いたします。

(4) 防災行政無線の統合整備に係る県の財政支援について

当市において、防災行政無線の統合整備は合併後の懸案事項となっており、これまで様々な統合整備手法を検討してきました。しかし、どの手法においても投資的経費が高額で、財政的な理由から実施できていない状況にあり、住民の不安を解消できていません。

つきましては、防災行政無線の統合整備に係る経費について、県の財政支援を強く要望いたします。

商討対象に追加する

(5) 木造住宅耐震化促進事業における県補助制度の再追加について

平成26年3月18日に三重県が公表した南海トラフ地震における当市の被害想定や、平成26年3月末に内閣府が公表した南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する措置法に基づく特別強化地域の指定に当市が外れたことから、住民の不安は以前よりも増して大きくなっています。

このような中、国は耐震化の目標数値を平成27年度で耐震化率90%を継続しています。加えて、県の被害想定によれば、住宅の耐震化を実施することで、被害を大幅に軽減できるともしています。

国は、平成25年度限りとした国庫補助金の上乗せを延長し、平成26年度の上限を565,500円としました。しかし、県補助金の上乗せが平成25年度からなくなったため、国・県・市による補助額の上限は、平成24年度から比べると15万円程少ない1,165,500円となりました。このため、当市ではさらに一般財源で154,500円を追加予算計上し、限度額を132万円としています。

つきましては、平成24年度と同様、再度、県補助分の追加をしていただきますよう要望いたします。

2. 福祉施策・地域医療の充実について

要望所管先:健康福祉部、地域連携部

(1) 病院事業債の普通交付税措置の対象となる1㎡当たりの建築単価の引き上げについて

病院建設改良に係る病院事業債について、普通交付税措置の対象となるのは、1㎡当たりの建築単価が30万円までとされているが、東日本大震災の影響による労務単価の上昇、26～27年に係る消費税の増税の影響、物価高に起因する資材の高騰など、やむを得ない理由により、建築費の増額を余儀なくされ、建築単価を30万円に抑えることが困難となっており、これによる増嵩分については、現在、地方が負担しなければならない状況にある。また、2020年に開催される東京オリンピックに向けての建設需要等を踏まえると、さらなる資材価格や労務単価の上昇が見込まれ、今後も、施設整備等の内容が変わらないにもかかわらず、建築費が上昇することが考えられる。

これらの状況変化は、経済情勢に伴って生じた不可抗力であることから、国が示す建築単価においてもこれらの状況を十分に考慮し、普通交付税措置の対象となる建築単価の上限の引き上げを要望する。

病院整備に向けては、二度の補正予算による建築費の増額を実施したものの、二度とも入札参加事業者がなかったことから入札が中止になり、未だ契約締結には至っていない状況である。しかしながら、現在も市の最重要課題として少しでも早く病院整備が進むように市一丸となって取り組んでいることから、国においても建築単価の上限の引き上げについて、喫緊の見直しをお願いしたい。

(2) 先進的に行っている既存事業への新規財政支援措置の適用について

今般、消費税増収分を財源とした「医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度」が創設され、都道府県が作成した計画に基づき事業実施が行われる予定であり、この新たな財政支援制度の対象事業（案）が示されました。

- ①病床の機能分化・連携のために必要な事業
- ②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
- ③医療従事者等の確保・養成のための事業

この示された対象事業（案）の中には、現在、桑名市において既に実施している、「在宅医療推進協議会の設置・運営」（地域包括ケアシステム推進協議会の設置）、「電話による小児患者の相談体制の整備」（桑名市では、小児医療体制が危機的な状況になった際に、地域の小児医療の補強と、医療機関の機能分化を推進するために全年齢を対象に実施）や「休日・夜間の小児救急医療体制の整備」（応急診療所での小児科医勤務時以外の際の小児医療バックアップ体制整備）など、先行的に事業を行っているものがあります。

このように限られた地域資源を守るため、地域の状況に応じ単独事業として他市町に先駆け施策を展開してきているところであり、これら施策に対しても財政支援を受けて後発的に体制整備を行う市町と同様に、同じ条件の財政支援を受けることができるような柔軟な制度設計を行っていただくように要望します。

(3) 予防接種法における予防接種費用について

予防接種法に基づく予防接種にかかる費用負担につきましては、実費徴収可能とされておりますが、多くの自治体においては費用助成のあり方として、A類疾病は全額助成を、B類疾病は一部助成を実施している現状にあります。

近年、国では、WHO推奨の予防接種の種類に満たない、いわゆる「ワクチンギャップ」解消のため、公的に実施する定期接種の種類を拡大する傾向にあることから、自治体においては年々、一般財源の確保が困難な状況となっております。

桑名市の予防接種事業は、地域の医師会に委託しておりますが、その予防接種の委託料の設定につきましては、医師会と協議しつつ、また近隣市町の状況をみながら決定しております。

そのため、自治体により委託料が違い、時として高額になりかねない状況にあります。

そこで接種費用につきましては、(平成22年度新型インフルエンザワクチン接種のように)、国が基準となり得る単価を提示していただくことにより、自治体間の格差を是正できるとともに、委託料の高騰に繋がらないよう対応を図ることで、財源の負担軽減につながるものと考えます。

また、今後法定化されるワクチンにおいても、その財源は、一部、交付税算入措置がなされるものの、それ以外は市民に費用負担を求めることなく、厳しい財政状況の下で、市が全額負担している実情であります。そのようなことから、予防接種事業については、財源措置が明確化になる国庫負担で行われるよう、強く要望します。

(4) 放課後児童クラブ補助事業等の拡充

当市の放課後児童クラブは、共働き家庭やひとり親家庭が増加している中、登録児童数及び設置数は年々増加し、25年度には1箇所、26年度には2箇所が新たに設置され現在22箇所のクラブが活動し、児童の生活の場としての重要性が増しています。

①休み等の短期利用に関しての制度拡充

普段学童保育所を利用していない共働き家庭やひとり親家庭において、期間が長い夏休みの1日の児童の居場所に対する要望が非常に高くなっていますが、既存のクラブでは、指導員の確保等の面から、夏休みだけの利用に対しての受入数には限りがあります。

そこで、市では夏休み期間に、学童保育所のように遊びや宿題や交流等を行う児童の居場所を提供することとしていますが、本事業は開設日数等の点から放課後児童対策事業の補助対象とはなりません。

今後もニーズの高い本事業を継続的に実施していくために、夏休み等の長期休暇時の事業実施への運営費及び長時間加算等の補助基準の拡充を要望致します。

②小規模クラブに関しての制度拡充

放課後児童クラブに対しては、登録児童数や開設日数等に応じた補助金が交付されていますが、児童数10人未満の小規模クラブの運営費は、県単補助の対象となり開設から3年までしか交付されないため、運営の継続が大きな課題となっています。放課後児童クラブを運営していくためには、県単補助は必要不可欠な補助金です。小規模クラブが継続的に運営することができるよう、小規模クラブへの補助基準の拡充を要望致します。

(5) 医療同意、身元保証、身元引受に関する法的整備の推進について

医療機関における医療同意・身元保証・身元引受、介護サービス事業所・高齢者居住施設における身元保証・身元引受は法的に求められる制度ではないにも関わらず、実質的には署名者がいないことを理由に受入・サービス提供を渋ったり、拒否したりする医療機関・介護サービス事業所・高齢者居住施設が多く存在するため、身寄りのない高齢者本人はもちろん、その支援にあたる市および地域包括支援センター、介護支援専門員をはじめとした福祉関係者が対応に苦慮している。

また、これらの署名を親族にかわって代行する民間事業者が存在し、以下のような問題が生じている。

1. 資産を有する高齢者からは高額で署名を引き受け、資産のない高齢者は対象としない。
2. 高額で不明瞭な価格設定、葬儀の執行、遺体の引取り等で親族とトラブルが生じている。
3. 延命判断、手術・輸血・血液製剤使用・身体拘束等の同意等、一身専属の権利に関わる事項を本人の意向がなくとも署名している。
4. 保証人・連帯保証人の署名を行う一方で、金銭管理も行うことがあり、仮に債務を連帯保証人等として弁済した場合は債権者が金銭管理をしていることとなり、本人に不利益が生じるおそれがある。

以上の通り、医療同意・身元保証・身元引受に関する問題が解消されなければ高齢者が安心して適切な医療・介護サービスを受けられる体制を築き上げることはできず、可能な限り在宅生活継続を目指す地域包括ケアシステム構築に支障をきたすことになる。この問題の背景には、法的には必要とされていないにも関わらず書類の署名がないとサービスを提供しないという医療機関、介護サービス事業所、高齢者居住施設の強いこだわりがあり、国に対して次のいずれかの対策を講じるよう要望して頂きたい。

1. 医療同意・身元保証等の署名がないことを理由にサービス提供の拒否はできないことの周知徹底。
2. 成年後見人等が医療同意・身元保証・身元引受の署名ができる権限を法律に明記する。
3. 医療・福祉分野における私契約上の医療同意・身元保証等の抜本的見直し、または廃止の推進。

なお、本件は平成25年に実施した「桑名市地域包括支援センターにおける困難事例要因調査」の結果に基づき、市単独での解決は困難と判断し、要望するものである。同調査では、困難事例のうち9.8%に医療同意等が要因として存在していた。親族・地域とのつながりが希薄となる中で、支援してくれる身寄りのない高齢者が著しく増加しており、その状況に制度面が追いついていない状況にある。

(6) 各保険者に対して附加給付優先の周知徹底と附加給付一覧の更新について

昨今、福祉医療費助成につきましては、年々医療費が膨らみ続けており、その助成額が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、本市では、日頃から福祉医療費に対する助成額の精査・点検に努めているところです。

ご承知のとおり、福祉医療費助成にかかる附加給付の取扱いにつきましては、条例により附加給付優先が原則となっており、保険者の規約等で附加給付制度がある場合、当該附加給付分について福祉

医療費の助成対象としないこととなっています。(現に給付がなされているか否かにかかわらず、附加給付を受けたものとみなします。)

このことにつきまして、「福祉医療費の助成にかかる附加給付及び公費優先について(通知)」(平成13年6月27日付け医第397号医療政策課長通知)、これと関連して各保険者宛に「福祉医療費の助成にかかる附加給付優先について(依頼)」(平成13年6月27日付け医第397号医療政策課長依頼)が三重県から送付されており、平成13年9月診療分からは、一律に附加給付優先の原則が徹底されたところであり、その後も各保険者宛に「福祉医療費助成にかかる附加給付の調査について(依頼)」(平成24年3月22日付け健福第12-896号健康福祉部長通知)が送付されております。

しかしながら、平常の事務処理にあたって、市から保険者へ問い合わせを行った折、「公費(福祉医療費を含む)負担がある場合には附加給付をしない」とする保険者があり、事務処理が円滑に進まない場合が多々あります。

また、「福祉医療費助成にかかる附加給付の調査について(依頼)」は、10年おきに実施されておりますので、「保険者別附加給付及び家族療養費一覧表」へ変更・更新情報が十分反映がされていない箇所が見受けられます。

つきましては、適正な助成事務を行なうため、次のとおり要望いたします。

- ①各保険者に対して再度附加給付優先の徹底
- ②調査実施の間隔を短縮していただき、「保険者別附加給付及び家族療養費一覧表」へ変更・更新情報の速やかな反映
- ③世帯合算等がある場合の附加給付の計算方法と各保険者から附加給付等の支払い方法を調査項目に挙げていただき、「保険者別附加給付及び家族療養費一覧表」へ反映

3. 教育施策の充実について

要望所管先:教育委員会事務局

(1) 教職員の充実について

- ① 当市では、今後 10 年間で 200 人を超える教職員が退職する見込みです。加えて新採者の多く(約 50%~80%:採用年次により増減有)が、初めての異動で出身他市町等へ転出します。退職者・市外転出者の補充については、新採者をあて、その不足分として期付講師の配置で対応している現状です。正規教員率の維持・向上は、安定した学校運営のために、新採者の配置が重要です。特に、中学校では、教科によって慢性的な正規教員不足が課題となっています。
- ② 県が推進する少人数指導、外国人児童生徒指導の充実等に人的配置は必要です。当市においても学力向上・維持も最重要課題として、市負担の非常勤講師や指導員を配置しています。また、基本的な生活習慣が確立されておらず、教職員の指導に従うことが難しい児童生徒への対応に苦慮している学校があります。学校の組織力を高め、適切な指導を行うためには、各教職員が力量を身に付けることが基本となりますが、「人手」の確保も不可欠の要素です。その一助として、当市では各中学校に学力向上・生徒指導充実のための非常勤講師を配置しています。しかしながら、まだ、人手不足の状況にあります。

つきましては、当市の現状と取り組みを踏まえ、次の項目について要望します。

- ① に関して：正規教員率の維持・向上のため、新採希望数どおりの配置の実現
- ② に関して：各学校の実態に応じて多目的に活用できる「その他定数加配」の加配教職員の国費・県費での配置数の増員

(2) スクールカウンセラー配置事業の充実について

平成 26 年度、県教育委員会のスクールカウンセラー配置事業により、分校を含む市内全 38 校のうち、中学校全 10 校と小学校 25 校にスクールカウンセラーを配置していただいています。とりわけ、立教小学校、精義小学校、大和小学校、長島北部小学校の 4 校については、本年度新規に配置をいただき、小規模校においても専門家による教育相談の充実を図る体制を整えることができました。

しかしながら、多度北小学校、多度東小学校、大山田西小学校の 3 校については、未だスクールカウンセラーの配置がなく、未配置校への対応は喫緊の課題となっています。

また、昨年、いじめ防止対策推進法が施行され、各学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等のための取組を充実・徹底させていくことが義務づけられています。とりわけ、各学校におけるいじめの防止等のための対策を進める組織は、取組推進の中核をなすものであり、この組織にスクールカウンセラーが加わることには、非常に大きな効果があると考えます。ところが、前述の未配置 3 校ではこうした体制が組めず、市内の全ての子どもたちに同じ環境を整えることができていません。

さらに、桑名市における不登校児童生徒の割合(H24 年度:0.84%)は、全国(同:1.09%)や三

重県（同：1.14%）を下回っているものの、全国や三重県が減少傾向にあるのとは逆に、やや増加傾向にあります。不登校の未然防止の取組や、学校に行きにくくなった段階での早期の教育相談、教師・学校の適切な対応については、市教育委員会ならびに各学校において、あらためてその充実を図ってまいります。その際には、スクールカウンセラーとの連携が効果的かつ不可欠であります。

つきましては、市内の全ての小・中学校へのスクールカウンセラーの配置と相談時間数の確保を強く要望いたします。

(3) 市立小・中学校悠分校の教職員の充実及び県立への移管について

現在、当市の小・中学校悠分校では、県内外から心理的困難や苦しみを抱え、親元から離れて、情緒障害児短期治療施設に入所している子ども達を受け入れ、その子ども達の教育を担保すべく鋭意努めているところです。

津市立の小・中学校あすなろ分校は、新たな県立の特別支援学校として整備され、医療との連携をはじめ、専門性豊かな教員の配置、また在籍する児童生徒へのきめ細かな教育が可能となりますが、その一方で、当市悠分校が市立の分校として維持された場合、同様に障がいのある子どもを対象にしつつも、両者の間には大きな格差が生じるものと懸念されます。

つきましては、当市悠分校について、開設までの経緯を踏まえていただき、子ども達の教育の平等性や機会均等の確保を図るため、早期に市立から県立に移管していただくことを要望します。

しかしながら、現状において悠分校では、在校する児童・生徒が有する厳しい生育歴や生活習慣の他、新たな生活環境、人との関係づくり等による心の揺れ・不安定さから授業がうまく成立しないことも多く、学校現場の人的不足が大きな課題となっています。

つきましては、このような状況を踏まえていただき、小学校において、1学級につき2人で担任ができる人数配置をお願いします。

また、教員の配置については、これまでの近隣市町の協力に加え、全県下から配置ができる状況を希望します（三重県公立小中学校教員「あすなろ分校」研修交流に準じたもの）。講師確保については、他の市町教育委員会の協力と地区の枠を超えた講師確保ができるようにご配慮いただきますよう要望します。

(4) 学力向上支援事業の充実について

これまでも、県教育委員会の学力向上に向けた指導体制確立支援事業により、学力向上アドバイザーの訪問による指導・助言などの支援をいただいておりますが、とりわけ、本年度は、全国学力学習状況調査の結果に基づいて、課題のある市内の9校を対象として集中的にアドバイスをいただくことになり、市教育委員会からの指導・支援と合わせ、たいへん充実した学校支援体制を整えることができました。

しかしながら、学力の向上には、複数年にわたる継続的な取組が必要であり、その効果が現れるまで一定の時間がかかるものです。また、この取組を進める各学校の指導体制の確立についても、一朝一夕には進まず、試行錯誤しながら、より良い指導の形を探っているところです。

当市としても、独自に学力向上のための学校支援を進めているところですが、市内全 38 校に対して、十分な成果が上がっているとは言えない状況もあります。

つきましては、平成 27 年度におきましても、学力向上アドバイザーの派遣校拡大など、学力向上に向けた指導体制確立支援事業を充実していただくことを強く要望します。

(5) 外国人児童生徒に係わる事業予算の拡充について

当市において、日本語指導の必要な外国人児童生徒数は、下記の通り増加傾向にあります。平成 25 年度は断続的な転出入があり人数は、ほぼ横ばいとなっています。

H19・5月	H20・5月	H21・5月	H22・5月	H23・5月	H24・5月	H25・5月	H26・5月
60	72	69	74	89	82	100	99

人数に大きな変動はないものの、フィリピンからの児童生徒数は平成 22 年 17 名から年々増加し、平成 26 年 4 月現在 31 名です。フィリピンの児童生徒は多様な言語を使用するため、意思疎通をはかることが難しい状況です。そのため多様な母語支援をする人材の確保が課題となっています。また、児童生徒の中には日本語がほとんど理解できない状態で編入する状況が多く見られ、個々の対応が不可欠です。

現在、当市の小学校 27 校中 16 校、中学校 9 校中 6 校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍しています。居住地が市内分散傾向にあることと、児童生徒一人ひとりの状況が異なる中で、指導方法の整備や指導員等の人材確保・配置が難しい状況は依然継続しています。

また、初期適応指導に関する体制は、児童生徒の転出入に応じて変化するため一定していません。予算等の関係で人的配置は年度途中で簡単に増減できないため、配置換え等の対応には苦慮しています。

このような状況のもと、当市として県の「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業」および「外国人児童生徒のための教科指導研究事業」の実施を通じ、外国人児童生徒受入と「日本語で学ぶ力」を育成するための体制づくりを進め、指導の充実をはかっています。

昨年度より予算が削減された受入促進事業に加えて、本年度は、外国人児童生徒教育に関する予算が大幅に減少し、大変苦慮しているところです。

つきましては、外国人児童生徒教育に関わる予算の拡充を強く要望します。

(6) 文化財の保護・保存・継承等への支援について

文化財は次の世代に引き継いでいかなければならない大切なまちの資源として位置付けられ、適切な保護・保存に努めるとともに、歴史と文化を創出する交流の場としても活用を図っていかなければなりません。

昨年度、全国の重要無形民俗文化財に指定されている山・鉦・屋台行事 32 件が、グルーピング化してユネスコ無形文化遺産として提案されました。これには当市の「桑名石取祭の祭車行事」も含まれており、この山・鉦・屋台行事 32 件で構成する「全国山・鉦・屋台保存連合会総会」が平成 27 年 5 月 30 日・31 日の 2 日間当市で開催されます。また、諸戸家住宅・多度イヌナシ自生地等の文化

財保護・保存についても引き続き人や財政面の支援が必要となっています。

つきましては、次の項目の文化財の保護・保存について、継続的な支援を要望します。

- ① 諸戸家住宅 建造物6棟（財団法人諸戸会 国指定重要文化財）の保存修理
- ② 諸戸氏庭園（財団法人諸戸会 国指定名勝）の整備
- ③ 桑名石取祭の祭車行事 祭車修復および祭事の保存・伝承
- ④ 多度のイヌナシ自生地環境調査
- ⑤ 全国山・鉾・屋台保存連合会総会桑名大会への協力・支援

4. 産業振興施策の充実について

要望所管先: 農林水産部、観光・国際局

(1) 県営事業等の新規採択及び早期完成について

県営事業および土地改良施設維持管理適正化事業等に対して、新規採択および継続事業の完成目標に向けた取り組みの一層の強化と早急な整備推進を要望致します。

(継続)

1. 湛水防除事業・長島中部地区
2. 土地改良施設維持管理適正化事業
3. 基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業（排水機場・頭首工耐震点検）

(新規)

1. ため池整備事業
2. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）

(2) 伊勢国一の鳥居建替え事業の県と協力したPRについて

三重県の北の玄関口である当市は、鉄道や道路など広域交通の結節点として、広域的な誘客の可能性を有し、揖斐川河口には昔から、「伊勢国一の鳥居（七里の渡）」が桑名を訪れる方をお迎えし、また、北伊勢大神宮とも称される「多度大社」は、伊勢参りの折に参拝され、伊勢神宮とは深い関係があり、県下でも有数の観光入込客数を誇っています。

昨年は、伊勢神宮の式年遷宮が行われ、全国よりたくさんの方が三重県に来訪され、今年は、熊野古道世界遺産登録10周年を迎え、県内ではさまざまなイベントが県内で予定され、三重県をPRする絶好のチャンスであります。

つきましては、県が平成27年度まで実施される「三重県観光キャンペーン事業」において、3カ年事業のまとめの年として、平成27年に桑名市と亀山市で20年毎の伊勢神宮の式年遷宮の翌々年に合わせて行われます「伊勢国一の鳥居建替え事業」を、三重県及び両市をPRする絶好のチャンスであると考えており、県と両市が協力して、全国へのPRに取り組んでいただくよう要望いたします。

5. 幹線道路網の整備について

要望所管先: 県土整備部

(1) 都市計画道路桑部播磨線の整備について

本線は、当市西南部の丘陵地帯から朝日町にまたがる広域幹線道路であり、新名神高速道路・朝日インターへのアクセス道路として重要な役割を担うものであります。当市の南北軸として、また、朝日町や四日市臨海地域への最短路線として自動車交通の広域的分散に貢献し、道路混雑の緩和や産業振興、教育、医療面等、人の交流機能をも兼ね備えた重要路線です。

終点側の県道桑名東員線から国道 421 号までについては、供用をしておりますが、残る未整備区間であり、国道 421 号から桑部橋南詰につきましては、県事業として取り組んでいただいております。

つきましては、員弁川河川改修事業に併せた桑部橋架け替えを含め、県道星川西別所線から員弁川桑部橋南詰までの早期完成と国道421号から県道星川西別所線までの区間の早期着手を併せて要望いたします。

(2) 伊勢大橋架替事業の促進について

国道 1 号の伊勢大橋は、桑名市の中心市街地と長島町を結ぶ幹線道路であります。

しかし、中堤や両側の交差道路に対して、右折レーンがなく渋滞の大きな要因になっていることや、歩道が狭く歩行者や自転車の安全が脅かされています。さらには、洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となっています。平成 25 年度から伊勢大橋の前後の取り付け部に着手いただきました。

つきましては、交通渋滞の緩和と安全確保、交通の円滑化、さらには高潮・洪水対策として、伊勢大橋の架け替えは、緊急課題であり早期完成に向けたご支援を要望いたします。

(3) 道路ネットワークの整備について

市町村合併により、新「桑名市」となり、この地域の一体的な発展のため、また市内相互間や周辺都市との交流や連携を円滑に進めるために、幹線道路として、主要地方道や一般県道、都市計画道路などの整備を促進する必要があります。また同時に、渋滞緩和とともに、住民にとって利便性の高い総合的な交通網を構築する必要があります。

つきましては、下記事業の早期完成と、渋滞箇所の緩和を要望いたします。

- (1) 一般県道・御衣野下野代線の整備
- (2) 主要地方道・水郷公園線インター下り線ランプ設置
- (3) 一般県道・多度長島線（香取地内）の拡幅整備
- (4) 一般県道・立田長島インター線の拡幅整備
- (5) 坂井橋交差点及び桑部橋南交差点の渋滞緩和
- (6) 主要地方道・四日市多度線（嘉例川地内）の拡幅整備

(4) 観光地にふさわしい景観整備について

桑名市には全国に誇れる魅力的な観光資源があり、来訪者も年間1,500万人に上ります。そのため、景観に配慮した観光のブランド化と誘客を進めたいと考えております。

つきましては、主要地方道・水郷公園線について観光地にふさわしい道路沿線の環境整備（水銀灯の設置及び草刈り等）を要望します。

6. 地域整備の促進について

要望所管先: 県土整備部、環境生活部

(1) 河川事業等の整備促進について

(1) 員弁川の改修について

員弁川は改修工事を進めて頂いているところですが、引き続き近年の局地的な集中豪雨や台風による堤防決壊等水害を未然に防ぐためにも、川幅が非常に狭い桑部橋前後の河川改修の早期完成及び河口部の浚渫・伐採等を要望いたします。

(2) 流石川・三砂川の改修について

流石川、三砂川沿線地域は、流下能力が不足し、平成 23 年 7 月の集中豪雨時に浸水の危険にさらされています。

つきましては、深谷水門の完了、三砂樋管改修に応じた河川改修を要望いたします。

(3) 赤沢川の改修について

赤沢川は、多度川との合流点で水位が上昇すると赤沢川の水位が上昇し、住宅浸水を招く恐れがあります。

つきましては、ゲートポンプの設置を要望いたします。

(4) 大山田川の改修について

伐採を進めていただきました。

つきましては、引き続き浚渫・伐採を要望いたします。

(2) 循環型社会形成推進交付金の交付について

当市では、生活排水による公共水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を促進するため、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置促進を国及び県と連携して合併処理浄化槽の普及に取り組んできたところです。

本事業にかかる予算として、平成 26 年度の循環型社会形成推進交付金の内示額について、事業費の内 1/3 を国からの補助金で賄っております。

平成 26 年度本事業に係る補助金の内示額が交付額の 82.8%であった為、事業運営に支障をきたすことになりました。

つきましては、事業費の 1/3 にあたる補助金を満額交付されるよう強く要望をいたします。

(3) 公共下水道の未普及対策について

当市においても公共下水道の整備を順次進めておりますが、平成 25 年度末で下水道普及率は 74.5%でございます。

未普及地区からは、下水道整備の要望が多くありますことから、早期概成に向けて国・県による財政支援及び技術支援を要望いたします。

(4) ゲリラ豪雨対策に対する財政支援について

当市の雨水対策については、これまで 10 年確率降雨 66mm/h r で整備を進め浸水被害の軽減に

努めてまいりました。しかし、近年では排水能力を上回る降雨を観測し、その都度に浸水被害が発生しています。

つきましては、ゲリラ豪雨による浸水被害の防止と生活環境の改善のため、下水道排水区域内外での新たな追加施設、機能強化が必要であることから、国・県による財政支援を要望いたします。

(5) 水道施設耐震化支援について

今後、発生が予想される東海・東南海・南海地震等の巨大地震に備え、水道施設の耐震化を早急に図る必要性から、国・県による水道施設耐震化の財政及び技術支援を要望いたします。

(6) 雨水事業における維持管理運営費に対する財政支援について

雨水対策施設の運転管理費用・維持管理費用等のコスト縮減に努めておりますが、経費的に大きな割合を占めております。

雨水事業費は、雨水公費の原則で年間多額の公費支出を行っており、また、施設の老朽化に伴う修繕費の増加等により、財政的にさらに厳しくなっておりますことから、これらの運転維持管理費用について、国・県からの支援を要望いたします。

7. 公共交通対策について

要望所管先:地域連携部

(1) 養老線の維持、確保について

桑名駅から岐阜県揖斐駅までの3市4町を結ぶ養老鉄道養老線（沿線距離 57.5km）は、平成 19 年 10 月 1 日から養老鉄道(株)と近畿日本鉄道(株)により、上下分離方式で運行を継続しており、沿線市町にとっては重要な生活路線として、また、東海、東南海地震などの災害リスクに対しては大垣市経由による名古屋方面へのリダンダンシー確保の役割を果たしております。

利用状況につきましては、昭和 41 年度に約 1,684 万人あった利用者が、平成 16 年度は約 711 万人、平成 25 年度には約 615 万人と減少傾向で推移しており、今後も一層の輸送人員の減少が予想されま

す。経営状況につきましては、平成 25 年度決算で約 9 億 5 千万円余の経常損失となっており、毎年 6 億円余を支援している近鉄からは、養老鉄道を存続させる唯一の方策として公有民営化転換策が提示されました。

養老線の廃線は、公衆の利便を著しく阻害するだけでなく、地域活力にも大きな影響を及ぼすことから、沿線市町では、養老線を維持するため、岐阜県及び三重県とともに公有民営化を含めたあらゆる事業形態について検討を進めています。

しかし、厳しい財政事情の中では、沿線市町における支援にも限界があり、将来にわたる経営の安定を図るためには、県の支援措置が不可欠であります。

また、岐阜県が平成25年度から広域的な公共交通維持確保の観点で維持修繕事業費補助金を交付するよう制度を改正したことに伴い、岐阜県側市町では協調して補助金を交付しているため、岐阜県側市町と費用負担の足並みを揃えたいうえで支援の協議を進めていく必要があります。

つきましては、平成27年度以降の三重県予算編成にあたっては、近隣県との連携のあり方についても検討し、より良いサービスを提供すべく、下記の点について、十分御配慮くださいますよう、要望致します。

- ① 国補助金の協調補助に止まらず、岐阜県と同様の県単施設維持補修費補助金制度の創設
- ② 岐阜県地域公共交通協議会と連携した生活交通の確保及び利用促進策等の実施
- ③ 公有民営化を採用する場合の岐阜県および三重県による鉄道用地、施設等の保有

8. 社会保障・税番号制度について

要望所管先:戦略企画部、健康福祉部

(1) 社会保障・税番号制度に係る適切な情報提供と財政措置について

1. 適切な情報提供について

社会保障・税番号制度は、国や地方公共団体をはじめ国民生活の広範に影響が及ぶ制度であることから、制度の導入にあたり国と地方は一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、県におかれましては、県内市町間で情報共有する体制を整えていただきたい。

また、県から国に対して、次のとおり要望していただきますようお願いしたい。

- ・地方公共団体に情報提供を行う場合は、具体的な事例を想定した問答集等を合わせて提供いただきたい。
- ・今後、予算措置や条例制定など市議会の議決を経て進めていく事務が想定されますので、あらかじめ十分な準備期間を見込んだ情報提供に努めていただきたい。

2. 適切な財政措置について

共通番号制度の導入に際して、総務省及び厚生労働省において、サブシステム毎に補助対象経費の10分の10または3分の2に相当する額を地方公共団体に補助金として交付する旨、情報提供を受けているところです。しかし、実態はシステム業者による見積り額ではなく、人口・システム類型ごとに国の定めた所要事業費に基づく額であり、必要なシステム改修費に対してかなりの不足が見込まれているのが実情となっています。

このため、県から国に対して、次のとおり要望していただきますようお願いしたい。

- ・本来、この共通番号制度については国主導で行われる事業であり、地方公共団体の負担を軽減するというこの補助金制度の目的に鑑み、より実情に見合った補助金交付を要望します。

